

免許関係事務の委託に係る認定審査に関する公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定により、免許関係事務の委託に関し、当該事務の実施に必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める者の認定の審査を行うので、次のとおり公告する。

令和7年12月23日

鹿児島県公安委員会委員長 鎌野孝清

1 認定の審査に係る業務

法第108条第1項の規定に基づく免許関係事務。ただし、法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査及び運転技能検査を除く。

2 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託場所

鹿児島県内

4 認定基準

平成25年1月11日鹿児島県公安委員会告示第2号（道路交通法に定める鹿児島県公安委員会が行う業務委託に関する認定基準）のとおり

5 認定申請に必要な書類

認定申請には、次に掲げる(1)から(8)の書類を提出するものとする。

なお、鹿児島県警察本部交通部免許管理課関係の複数の委託業務に申請する場合、登記事項証明書等記載内容が同一である書類については、一部を原本とし、ほかは副本でも可とする。

- (1) 公安委員会認定申請書（別記第1号様式）
- (2) 定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類
- (3) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請日前3か月以内に法務局から交付されたものとする。）
- (4) 役員名簿（別記第2号様式）
- (5) 誓約書（別記第3号様式）
- (6) 総括責任者履歴書（別記第4号様式）
- (7) 雇用関係証明書（別記第5号様式）
- (8) 事務従事者名簿（別記第6号様式）

6 認定申請関係書類の配布

(1) 配布期間等

令和8年1月5日から令和8年1月30日まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項に規定する鹿児島県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の間のうち、各日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 配布場所等

ア 窓口配布

鹿児島市南栄五丁目1番2号

鹿児島県警察本部交通部免許管理課高齢運転者管理係
イ 鹿児島県警察のウェブサイト内

7 提出期間等

(1) 提出期間

令和8年1月20日から令和8年1月30日まで（「県の休日」を除く。）の間のうち、各日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

郵便番号 891-0122

鹿児島市南栄五丁目1番2号

鹿児島県警察本部交通部免許管理課高齢運転者管理係

(3) 提出方法

ア (2)の提出場所に直接持参

イ 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明できるものとすること。）

8 認定審査に係る結果の通知方法

認定通知書（別記第11号様式）により通知する。

9 認定の有効範囲

認定審査の結果、認定を受けた資格は、令和8年度、令和9年度及び令和10年度の免許関係事務の業務委託において、有効とする。

10 問合せ先

鹿児島市南栄五丁目1番2号

鹿児島県警察本部交通部免許管理課

電話（099）266-0111

業務に関すること 免許登録係 内線230

提出書類に関すること 高齢運転者管理係 内線224

別記

第1号様式

※受理番号	
※受理年月日	年 月 日
※認定年月日	年 月 日
※認定番号	

公安委員会認定申請書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

申請者 名 称

代表者の氏名 印

電話番号

免許関係事務の委託に係る鹿児島県公安委員会が認める者の認定審査について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

(ふりがな) 法人の名称	
(ふりがな) 代表者氏名	
主たる事務所 の 所 在 地	〒 一 電話

※ 添 付 書 類	(法人関係)
	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> 役員名簿(別記第2号様式) <input type="checkbox"/> 誓約書(別記第3号様式) <input type="checkbox"/> 総括責任者履歴書(別記第4号様式) <input type="checkbox"/> 雇用関係証明書(別記第5号様式) <input type="checkbox"/> 事務従事者名簿(別記第6号様式)

※ 欄は記入しないこと。

第2号様式

役員名簿

注) 1 役員名簿は、代表者から順に記載すること。

2 様式を若干変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがないようにすること。

第3号様式

誓約書

当法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者）は、下記のいずれかに該当する者でないことを誓約します。

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第1項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により業務を適正に行うことができないと認められる者

鹿児島県公安委員会 殿

年 月 日

所在地又は住所
法人の名称
代表者氏名

印

第4号様式

總括責任者履歷書

注) 様式を若干変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがない
ようにすること。

第5号様式

雇用関係証明書

法人の住所	
名称及び代表者の氏名	

次の者は、当法人と雇用契約を締結している者であることを証明する。

番号	氏名	生年月日	住所	職名

- 注) 1 様式を若干変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがないようにすること。
- 2 名簿欄が不足する場合は、継用紙を使用すること。
- 3 事務従事者名簿と同一の場合は、その旨を記載し、各被雇用者欄は省略できることとする。

第6号様式

事務従事者名簿

- 注) 1 事務従事者名簿は、代表者から順に記載すること。
2 様式を若干変更することは差し支えないが、上記の所定項目に漏れがないようすること。

第7号様式

鹿公委免管第 号

認定通知書

所在地

名称

代表者の氏名 殿

道路交通法第108条第1項、道路交通法施行規則第31条の4の2規定により、
公安委員会が免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する
者として認定したので通知します。

記

認定年月日	年 月 日
認定番号	

年 月 日

鹿児島県公安委員会